

とう  
洞道等の指定

昭和61年9月1日  
松戸市消防局告示第1号

松戸市火災予防条例（昭和48年松戸市条例第44号）第48条の2第1項の規定により、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある<sup>とう</sup>洞道等を、次のとおり指定する。

- 1 <sup>とう</sup>洞道その他これに類する地下の工作物
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）に基づく「共同溝」をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する<sup>とう</sup>洞道及び地下の工作物

附 則 （昭和61年9月1日松戸市消防局告示第1号）  
（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。